

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 298,000 千円

（歳出）

社会保障4経費その社会保障施策に要する経費 2,212,665 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	526,928	420,315			23,580	83,033
	重度心身障害者等医療費支給事業費	96,062	37,137		2	13,032	45,891
	後期高齢者医療事業費	428,645	68,840		6,936	78,045	274,824
	子育て支援医療費支給事業	102,150	18,045			18,602	65,503
	児童手当支給費	316,110	267,975			10,646	37,489
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	17,881	8,004			2,185	7,692
社会保険	介護保険事業（繰出金）	478,591	26,854			99,912	351,825
保健衛生	母子保健事業	26,657	2,681			5,303	18,673
	保健事業	115,042	1,720		2,326	24,549	86,447
	予防接種費	104,599	4,465			22,147	77,987
合 計		2,212,665	856,036	0	9,264	298,000	1,049,365

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。